

受 験 番 号						氏 名	

2015 (平成27) 年度放送大学
大学院修士課程
文化科学研究科 文化科学専攻

社会経営科学プログラム

筆記試験問題

試験日：2014 (平成26) 年10月5日 (日)

試験時間：9時30分～11時30分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子は開かないでください。
2. 解答には、HB又はBの黒鉛筆かシャープペンシルを使用してください。
3. 配付されるものは、問題冊子1冊及び解答用紙4枚です。追加配付はしません。
4. 試験開始の合図の後、問題冊子を確認してください。問題冊子は、表紙、白紙、問題(7頁)、下書き用紙(4枚)の順に綴じられており、合わせて13枚です。冊子を綴じているホッチキス針をはずしたり、中身を破り取ったりしてはいけません。問題冊子または解答用紙に落丁・過不足のある場合、あるいは印刷が不鮮明な場合には、手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。
5. 問題冊子の所定欄に、受験番号及び氏名を記入してください。
6. 解答用紙は「大問題(問題冊子に第1問、第2問…と表示されています。)」ごとに使用し、解答用紙の所定欄に、プログラム名、氏名、受験番号並びに「大問題」番号及び「大問題」ごとに何枚目であるかを、解答用紙別に必ず記入してください。
7. 問題冊子及び解答用紙を持ち帰ってはいけません。
8. 問題冊子は試験終了後に回収します。問題冊子に解答を記入しても採点の対象にはなりませんので、必ず解答用紙に解答を記入してください。
9. 試験時間は2時間です。試験開始後40分を経過した後は、問題冊子及び解答用紙を試験監督員に提出した上で、退室してもかまいません。ただし、試験終了5分前以降は退室できません。

社会経営科学プログラム 筆記試験問題

第1問と第2問の両方に解答しなさい。なお、第1問と第2問の解答にはそれぞれ別の解答用紙を使用し、解答用紙の所定欄に問題番号を記入すること。

第1問 以下の英文のすべてを和訳しなさい。(1600字以内)

Since the end of the Gulf War in 1991 when the United Nations set up a security zone for Kurds in northern Iraq, we might have been observing the emergence of an independent Kurdish state. Since then, Kurds in Iraq have run their own affairs as if they were independent. Then toppling of Hussein's regime in 2003 afforded Iraqi Kurds an opportunity to consolidate their autonomy and expand the area under their rule. Despite the instability in other parts of the country, Iraqi Kurdistan has enjoyed a relative peace and a booming economy as if it were in fact another country. Iraqi Kurdistan looks quite like an independent country. How long will Kurds refrain from calling it so?

But before speculating on the future of the Iraqi Kurdistan, one has to look into the background of the Kurdish people. Kurds with an estimated population of about 30 millions are the largest national group in the world without a country. Their living space, sometimes called Kurdistan, straddles the borders of Iran, Iraq, Turkey, Syria, Armenia and Azerbaijan. And of course there are substantial Kurdish communities in European countries, among them the largest one in Germany. Kurdistan is a mountainous area, rich in oil and water. Kurds are proud people with their own distinctive languages of the Iranian language family. They have enjoyed a reputation for bravery, counting among their heroes, Saladin from a city of Tikrit, the 12th century liberator of the Holy Land from the invading European Crusaders. Historically, various Kurdish tribes lived in a semi-autonomous condition between the Ottoman and Persian Empires. When borders of the Middle East were redrawn after the First World War, Kurdistan was crisscrossed by the borders of Iran, Turkey, Iraq, Syria and the Soviet Union.

Kurdish struggle for national independence in Iraq began as soon as the Iraqi state was established by Britain in the 1920s. The new Iraqi state under the British mandate was not strong enough to suppress this movement by itself. The British tried to do it, but after the exhaustion of the Great War in Europe, it was not capable of sending a large

enough expeditionary force for the task. The Britain chose instead to use high-tech weapons of the time. That is to say to employ airplanes to drop poison gas over defenseless Kurds. This deadly tactics was used again in the 1980s when another son of the central Iraqi city of Tikrit, Saddam Hussein, gassed Kurds in the city of Halabja and other places. Saddam Hussein, actually from the village of Ujah in the suburbs of Tikrit, used to emphasize his connection with Tikrit, no doubt in order to benefit from a reflected glory of Saladin. In a brave but futile struggle of Kurds in Iraq against the central government in Baghdad supported by Britain, Mustapha Barzani, a tribal chief, emerged as a leading figure on the Kurdish side. The Kurdish effort for their own state in northern Iraq and the rest of Kurdistan did not bear fruit until 1946 in northern Iran then under the Soviet occupation. In the city of Mahabad in Iranian Kurdistan, Kurdish nationalists declared the establishment of the Kurdish Republic.

出典 : Kazuo Takahashi, *The Kurdish Situation in Iraq*, Working Paper Series No.8
(Afrasian Centre for Peace and Development Studies of Ryukoku University,
2006)

第2問 以下に列挙する①～⑧の分野のうち、あなたの研究題目に最も近いと考えられる分野を1つ選んで、その問題に解答しなさい。なお、選択した設問の番号と分野名を、解答用紙の冒頭に明記すること。

① [政治学分野]

次の(1)、(2)から1つ選び、それについて根拠を示しながら、解答しなさい。(800字以内)

- (1) 立憲主義の危機について、論じなさい。
- (2) グローバルな正義について、論じなさい。

② [法学分野]

次の(1)、(2)から1つ選び、解答しなさい。

(1) 以下は、住宅地内の農業用溜池で溺死した3歳の幼児(以下のA)の事故につき、好意で幼児を預った近隣者(以下のDF夫婦・被告)に対してAの母親(E・原告)が不法行為に基づく賠償請求をし、被告の責任を肯定した隣人訴訟に関する津地裁の判決の概略である。この判断の当否について800字程度で論じなさい。

1) 事実関係

1 原告及び被告一家は、いずれも昭和四九年七月ころ、農業用溜池である本件池の南部に隣接して民間業者により造成された池の下団地に転居してきたものである。両家は翌五〇年に入り、当初は町内会の隣組役員の関係から交際をはじめその後は、死亡したAと被告らの三男Bが遊び友達となり、昭和五四年四月からは二児共にC幼稚園に通園するようになったことから交際を深め、両児も共に遊ぶことが多かった。

2 事故当日、被告ら方では大掃除をしていたが、午後二時すぎころAは幼児用自転車に乗るなどして被告ら方前の団地内の道路を通り、別紙第二図の甲地(空地・本件池との間に柵が設置されている。)や乙地(空地・本件池との間に柵は設置されていない。)付近で遊んでおり、二時半すぎころ二人は被告ら方へ戻り、被告Dから氷菓子(アイス・ボーン)をもらって玄関口や門前付近でこれを食べたりして遊んでいた。そのころ、買物に出かける途中の原告Eが被告

ら方を訪れ、Aを連れてゆこうとしたが、同児がこれを拒んだことから、被告Fの口ぞえもあり、原告EはAをそのままBと遊ばせておくこととし、被告Dに、使いにゆくからよろしく頼む旨を告げ、同被告も、子供達が二人で遊んでいるから大丈夫でしょうとあってこれをうけた。

3 原告Eがその場を去った後、一〇分ないし一五分位の間は、被告Dは両児が団地内道路や前記乙地で前同様自転車を乗りまわして遊んでいるのを仕事の合間合間に視認していたが、その後屋内へ入り七、八分後、次の仕事にとりかかろうとしているところへBが戻ってきて、Aが泳ぐとあって池にもぐり帰ってこない旨告げた（ちなみに、当日は五月にしては気温が高く汗ばむ位の陽気であった。）。これを聞いた被告らは、Bを連れ、本件池へかけつけ被告Fはじめ、かけつけた近隣の人達も池中に入り探索しAを発見しこれを引上げ、救急車で病院へ運んだが、既に死亡していた。

2) 被告らの責任

1 被告Dは、原告Eが去った後、子供らが乙地で自転車に乗って遊んでいるのを認識していたのに加え、被告ら各本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、乙地と本件池との間には柵などの設備がなく、水際までは前認のような形状であり、子供らが自由に往来できる状況にあったこと、掘削により水深の深い部分が生じていること、Aが比較的行動の活潑な子であること、本件池への立入りをきびしく禁じていたBの場合と異なり、Aは渇水期にはEと共に水の引いた池中に入り、中央部の水辺までいていたことなどを被告らは知っていたものと認められ、かつまた、前認定のように当日は汗ばむような気候であったのであるから、乙地で遊んでいる子供ら、ことにAが勢のおもむくまま乙地から水際に至り、水遊びに興ずることがあるかもしれないこと、したがってまた深みの部分に入りこむおそれがあることは、被告らにとって予見可能なことであつたといふべく、そうだとすれば、幼児を監護する親一般の立場からしても、かかる事態の発生せぬよう両児が乙地で遊んでいることを認めた時点で水際付近へ子供らだけで立至らぬように適宜の措置をとるべき注意義務があつたものといわなければならないから、かかる措置をとることなく、両児が乙地で遊んでいるのをそのまま認容していた以上、これによって生じた結果につき、被告らは民法七〇九条、七一九条に基づく責任を負うべきものといわなければならない。

3) 責任の範囲

1 前認定のところからすれば、当日被告ら方は大掃除をしており、被告らも平素に比し多忙であったこと、被告らの応答は諸般の事情から近隣者としての好意に出たものであることは、原告Eにおいてもこれを認識していた（少なくとも認識しうべきものであった）と認められる以上、Aに対する監護のあり方は、現にBと二人で遊んでいるのを仕事の合い間合い間に看守すること以上には期待できない（たとえば屋内に二人を入れて面倒をみるなど）事情にあることを知りながら被告らの好意に期待しAを残していったものというべく、そうすると、たとえば有償で監護保育を委託するとき場合と監護のあり方について全く事情を異にするものであることは自明の前提というべきであるから、かかる場合に、よって生じた結果につき、有償の委託の場合などと同様の責任を被告らに負担させることは、公平の観念に反し許されない（いふなれば有償の委託の場合などに比し、義務違反の違法性は著しく低い）ものというべきである。

2 また本件のごとく既存の溜池に近接して造成された土地に居住する以上、不慮の事故のないよう子供に対し、平素から池に対する接し方をきびしく仕付けておくことは親の子に対する監護のあり方として当然なすべき筋合のものであるところ、同様の年代にある二人でありながら、Aのみが、泳ぐとって水際から遠浅のところを五ないし六メートルも池の中央部へ進んで深みに入るといふ行動に出たことは、被告らに比し、原告らの右の点に関する平素からのAに対する仕付けのあり方に至らぬところがあったこともその背景をなしているものと推認できるから、過失相殺の法意を類推し、この点もまた被告らの責任の範囲を考えるにつき斟酌すべき事由の一つとなすべきである。

3 以上の次第で、右の二点を総合考慮し、損害の公平な分担を考えると本件事故により生じた損害の分担割合は、原告ら七に対し被告らを三とするのが相当である。

(2) 契約の自由に関する次の問いにつき、全体として1000字程度で答えなさい。

問1 契約の自由の意味について論じなさい。

問2 契約の自由を制限する具体的な法規定をあげ、制限の根拠について論じなさい。

③ [国際関係分野]

次の(1)、(2)から1つ選び、解答しなさい。(800字以内)

(1) 国際情勢を見ると、一方でEUやASEANの拡大のように国家を超えるアクターが成長している。他方では、カタロニア、スコットランドあるいはケベックなどのように既存の国家から離脱しようという運動が起こっている。大きなアクターの一部になろうとする流れと、分離しようという動き、この一見矛盾した二つの現象の共存をどう理解したら良いのだろうか。

(2) 19世紀のヨーロッパと21世紀の東アジアの国際情勢を比較しなさい。

④ [環境分野]

第四次環境基本計画(2012年)において目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であるとされている。

これら「安全」、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野から1つを選び、次の設問に答えよ。(800字以内)

(1) それはどのような環境問題を解決することを目指しているか?

(2) その達成のためにはどのような行動が必要か?

(3) その達成に関連する研究・技術開発課題としてどのようなものが想定されるか?

⑤ [都市・建築の環境設計分野]

今日の地球環境時代において、環境共生社会を実現するための都市・街・建築のあり方を環境とエネルギーに焦点を当てて論ぜよ。(800字以内)

⑥ [経済学分野]

近年、日本の労働市場では、非正規雇用が増大してきている。この非正規雇用の増大現象にはどのような特徴があり、またなぜ増大しているのだろうか。労働需要・労働供給、経済社会背景などの要因に分けて、その特徴と理由を指摘しなさい。その上で、この現象に対する自分の考えを簡潔にまとめ、書き加えなさい。(800字以内)

⑦ [社会・コミュニティ分野]

次の(1)、(2)から1つ選び、解答しなさい。

(1) 以下の a、b 2つの問いにそれぞれ答えなさい。(a、b 合わせて800字以内)

- a) 都市という居住地の特質に関するL. ワースの説について、知るところを述べなさい。
- b) 都市という居住地の特質に関する鈴木栄太郎の説について、知るところを述べなさい。

(2) 次に挙げる社会学の用語について、それぞれ説明しなさい。(a~d 合わせて800字以内)

- a) 準拠集団
- b) 一次的社会化
- c) 社会移動
- d) ランダム・サンプリング (無作為抽出)

⑧ [経営学分野]

次の(1)~(3)から1つ選び、解答しなさい。

(1) 産業クラスターとは何かを説明しなさい。さらに、具体的事例をあげて産業クラスターの意義を論じなさい。(700字以上800字程度)

(2) 社外取締役の実績を評価する最も重要と考える基準を三点挙げ論述しなさい。(800字以内)

(3) 日本的な賃金制度といわれる職能資格制度について、メリットとデメリットを論じなさい。(800字以内)

以上